

第8回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和元年11月12日(火) 15時10分から17時15分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長		山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理		柿原 栄司	委員
税田 悟	委員		焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員		平山 文雄	委員
川波 康利	委員	(欠席)	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員		神本 明彦	委員
山田 善悟	委員		倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員		前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員		矢野 榮	委員
熊本 福實	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和元年11月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

内藤 茂正委員、 田邊 直美委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和元年度第8回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番 川波委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。3番 内藤委員と5番 田邊委員にお願ひします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号10を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	(報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)
	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和元年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書5ページをお開きください。 議案第1号 令和元年11月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議長	議案第1号 令和元年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書9ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	以上ご提案申しあげます。
議長	議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。
会長代理	この田んぼは、道より30cm低く、隣の田んぼより低いため、いつも湿田で何も出来ないため、この度30cm盛土をして作付けしたいとのことです。

議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p>
7 番	<p>横にある別の田んぼは、30cm高くすると高くなりますか。</p>
会長代理	<p>同じ高さになります。隣地の耕作者の了解は得ています。</p>
議 長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。</p>
18番	<p>全体的に低かったので、876㎡のうち482㎡を畑として利用するので、高さをあげたい とのことです。周辺に利害関係はありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説 明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第 1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>番号1、番号2につきましては、7月の総会時に全部効率利用という点につきましては該当 しない個所があるということで保留となっております件になります。</p>

	<p>譲受人が同じ方なので続けて説明させていただきます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図9ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号1をご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図10ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号2をご覧ください。 この件につきまして、7月総会時に農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきまして、該当しない部分があるため保留となっております。</p> <p>榊木、三箇山地区につきましては全部耕作が難しく、保安全管理をしている農家さんもいらっ しゃいますので、その点は考慮していただきました上で、優良農地についてはきちんと管理す べきという話がでておりました。</p> <p>そこで、中牟田及び四三嶋地区の農地において、別紙資料のとおりニンニクやレモンの植栽 をされておりますので、今回再度申請を上げさせていただいております。 こうした状況を踏まえた上でのご審議をお願いいたします。</p>
事務局	
議 長	<p>議案第3号の番号1、2について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>譲受人が、前回の農業委員会の意見を聞いて、努力はしてあるようなので、審議をよろしく お願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>従業員の人数は何人ですか。</p>
事務局	<p>今現在6名体制でしてあるとのこと。今は山のほうで椎茸の販売をしてあるとのこと で話を聞いています。事務を含めてとのことなのですべての方が農業ばかりではないかも しれないです。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1、2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1、2は賛成多数にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この件につきましては、9月総会時にあげておりましたが、申請土地に木が植わっている ということだったので保留となっていた件になります。</p>

	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図11ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの調査書 番号3をご覧ください。 なお、問題になっておりました木につきましては伐採され、一本切り株が残っているという ことですがその下に水路が通っており、それを抜いてしまうと支障が出る可能性があるため、 それについては残したままで両者とも了承済みということです。以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。</p>
3 番	<p>事務局が話されたように木は伐採されており、農地としての売買は成立すると思います。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について審議にはいきま す。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定によ り提出されたので、審議を求める。</p>
	<p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は申請地を造成し、砥上在住の〇〇氏がトラック運送業の駐車場として借り受ける計 画での転用申請となっています。申請地には10tトラックを5台駐車し、今後増台する計画 とのことです。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は周囲を農地以外の土地に囲ま れ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区 域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障につい ては、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明 が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
11番	<p>申請地は10年前から太宰府天満宮に梅を植えるということで貸してありました。牧の池と 一緒に貸してありましたが、湿田で梅が育たないということで、太宰府天満宮も引き揚げると</p>

	<p>のことで、今度は、駐車場が欲しいという話があったと聞いています。上の方には高压線があり建物は建てられないだろうとのことで、今回の申請になっています。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>露天駐車場ということですので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地西側に隣接する株式会社佐々木冷菓の関連会社です。佐々木冷菓は事業拡張の為に現在使用している駐車場に新たに冷凍庫を建設するとの事です。その代替地として申請地を造成し、事業用冷凍車19台、来客用23台、従業員駐車場46台分として利用する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。周辺地域に居所のある事業者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当である私から報告をします。</p>
議 長	<p>事務局が言われた通りで、アイスクリームが売れて工場を拡大するとのことで、駐車場が足りなくなるので、駐車場が欲しいとのことです。大体ここは、第1種農地で許可が出ないところですが、農振から外れています。駐車場なので、汚水とかを流すところではないので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	問題はないと思います。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 不動産を営む譲受人は、申請地の畑1,494㎡に建売住宅6戸を建築し販売する目的での転用申請となっております。建物としましては、木造2階建て建築面積55.48㎡の住宅を6戸建築する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
15番	20ページの図面を見ていただければ分かると思いますが、道路に面して若干地上げをして、雨水が道路に流れるよう勾配をつけるそうです。上下水道と汚水は、既存のものに接続されるとのことなので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第5号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読みあげる)

	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅建業及び建設業を営む譲受人は、申請地の畑554㎡に建売住宅2戸を建築し販売する目的での転用申請となっております。建物としましては、木造2階建て建築面積52.17㎡の住宅を2戸建築する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当である私から報告をします。</p>
議長	<p>この土地は、以前〇〇建築さんが購入予定でしたが、図面を見たらわかるように、途中で水路敷きがあります。下に150ぐらいの管が入っており、使用している水路です。いろいろ検討しましたが、水路を移動できないため、購入をやめてあります。新たに購入者を探して、建売住宅を建築することになりました。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の住居では手狭であることから、申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平家建、建築面積106.2㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。事業における総面積384㎡に占める1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>

6 番	譲渡人のお子さんが家を建てられるとのことですが、農機具を置いている場所だけでは狭すぎるための転用申請です。上下水道については東側の道路にあるので、そちらに接続することです。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第5号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号5を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 不動産業を営む譲受人は、申請地の畑2, 603㎡に建売住宅8戸を建築し販売する目的での転用申請となっております。建物としましては、木造2階建て建築面積64.59㎡の住宅を7戸と木造2階建て建築面積54.65㎡の住宅を1戸建築する計画となっております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
15番	申請地は芝生の栽培がされていました。道路から1m位下がっていますので、かさ上げして雨水が道路に流れるようにすると聞いています。上下水道と汚水は既存のものにつなげるとのことです。現地の関係者説明会で雨水の処理で問題があったようで、協議をして了解をえていますので、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。

<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 5 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第 5 号の番号 5 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 5 号の番号 6 について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号 6 を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在の住居では手狭であることから、祖父所有の申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造 2 階建、建築面積 7 4 . 5 2 m²の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない 1 0 ha 未満の小規模な区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 6 について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>譲渡人の息子さんが家を建てるということです。下水道、上水道は東側の道路があるところに接続するそうです。雨水も東側の道路の側溝に流す予定とのこと。審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>私から補足説明をします。</p>
<p>議 長</p>	<p>環境が良く、自宅からもあまり離れていないので快適なところだと思います。後継者として頑張っておられるので私も賛成いたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第 5 号の番号 6 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 6 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 5 号の番号 7 について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号 7 を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在の住居では手狭であることから、父所有の申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造 2 階建、建築面積 1 0 1 . 8 5 m²の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺</p>

	<p>農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号7について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
9番	<p>上下水道については、北側の道路にありますので、そちらに接続します。雨水は道路の側溝に流す予定です。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号7は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号8について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号8を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 不動産業を営む譲受人は、申請地の田842㎡に建売住宅3戸を建築し販売する目的での転用申請となっております。建物としましては、木造2階建て建築面積105.99㎡の住宅を3戸建築する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内になかしま小児科と かなづな保育園があり、東側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号8について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6番	<p>郵便局の通りにわずかに残されていた田んぼで、周りは、ほとんど宅地です。3戸の建売住宅が立ちます。雨水は南側に排水路があります。上下水道もありますので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号8に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号8は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号9について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号9を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、東小田において電気設備業を営んでいますが、現在の住居兼事務所の移転の為の転用申請です。建物としましては、木造2階建、建築面積77.84㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号9について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
10番	<p>雨水は南側の方に流されます。上下水道は北側にある方に接続されます。西側は大東建託の住宅が出来ているので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号9に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号9は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号10について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号10を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の住居では手狭であることから、申請地を借り受けて住宅を建築するための</p>

	<p>転用申請です。建物としましては、木造平家建、建築面積108.92㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号10について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号10に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号10は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号11について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号11を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>不動産業の譲受人は申請地7,884㎡を33区画の宅地造成し販売する計画となっています。尚、開発の面積が5,000㎡を超えておりますので、県の開発許可が必要であり、5条転用許可との同時許可となります。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号11について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
2番	<p>区画数も多いし面積も広い為、上下水道はそばにあります。雨水の排水が問題になります。地元の水利委員さんと十分に協議されて分水を設けてそちらに水を流すとのこと。ほかは、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>分譲の土地ということで問題はないと思います。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号11に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号11は賛成多数にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書16ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 山田委員、井上会長 場所につきましては、別紙の配置図、48～49ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 柿原委員、税田委員 場所につきましては、別紙の配置図、50～51ページをご覧ください。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内藤委員、焼山委員 場所につきましては、別紙の配置図、52ページをご覧ください。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内藤委員、焼山委員 場所につきましては、別紙の配置図、53ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>

事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。
会長代理	これもちまして、第8回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	17:15 終了